

徳島市一般廃棄物処理基本計画の概要について

1 計画策定の背景等

本市では、平成 20 年 3 月に「徳島市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの減量や再資源化率の向上など各種施策に取り組んでいる。しかし、策定当時と比較し、社会情勢の変化などに伴い、計画で定めた目標及び施策を見直す必要が生じてきている。

また、現在の基本計画（以下、「現行計画」という。）の期間は、平成 17 年度を基準年度とし、目標年度を平成 33 年度とするとともに、中間目標年度を平成 23 年度及び平成 28 年度に設けている。

そこで、国や県の動向、リサイクル技術や社会情勢の変化及び本市を取り巻く環境などを踏まえたうえで、これからの時代のニーズに合致した基本計画への改定を行うこととする。

2 市民会議の開催の目的

新たな一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、これまでの廃棄物施策の再評価を行うとともに、アンケートの実施など広く市民の意見を取り入れた形での検証を行うことで、現状に即した効果的かつ実現可能性の高い目標を設定した計画案について、内容を検討し、提言をいただくために「徳島市一般廃棄物処理基本計画策定市民会議」を開催する。

全 4 回の開催を予定しており、新計画の策定に向けて、幅広い立場からの意見を願います。

3 一般廃棄物処理基本計画の策定

3.1 一般廃棄物処理基本計画の概要

一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第六条第 1 項において、市町村に策定が義務付けられている一般廃棄物の処理に関する計画である。

同法律の中では、基本計画について以下の事項を定めることとされている。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3.2 基本計画の位置付け

基本計画の位置付けは、図1に示すとおりである。

基本計画は、環境基本法や循環型社会形成推進基本法等の法令及び上位計画である環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画、都道府県廃棄物処理計画に準拠した計画となっている。

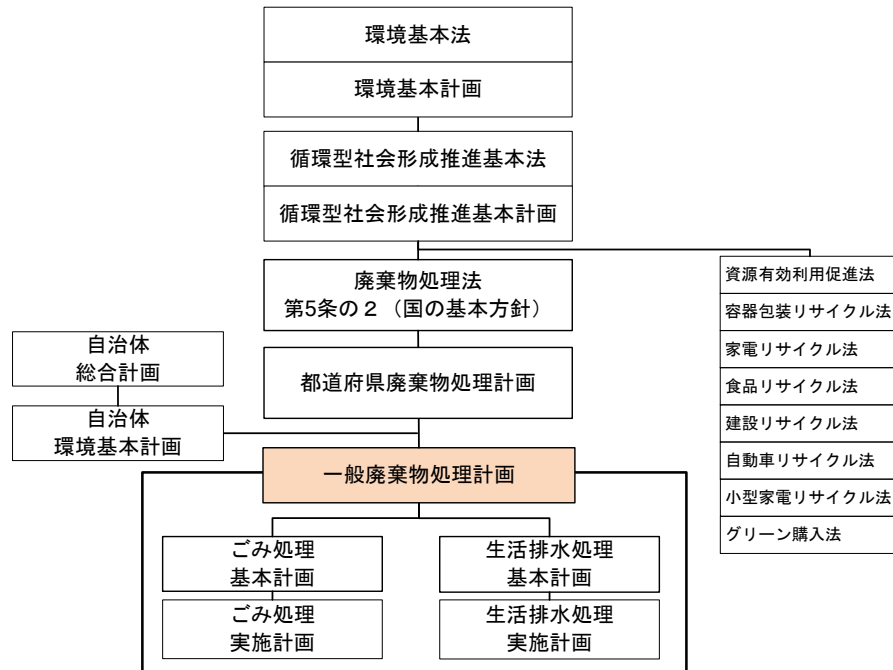


図1 基本計画の位置付け

3.3 基本計画の適用範囲

基本計画の適用範囲は、図2に示すとおりである。

基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた廃棄物のうち、一般廃棄物を適用範囲とする。一般廃棄物のごみ、特別管理一般廃棄物、し尿等の3つに大別される。

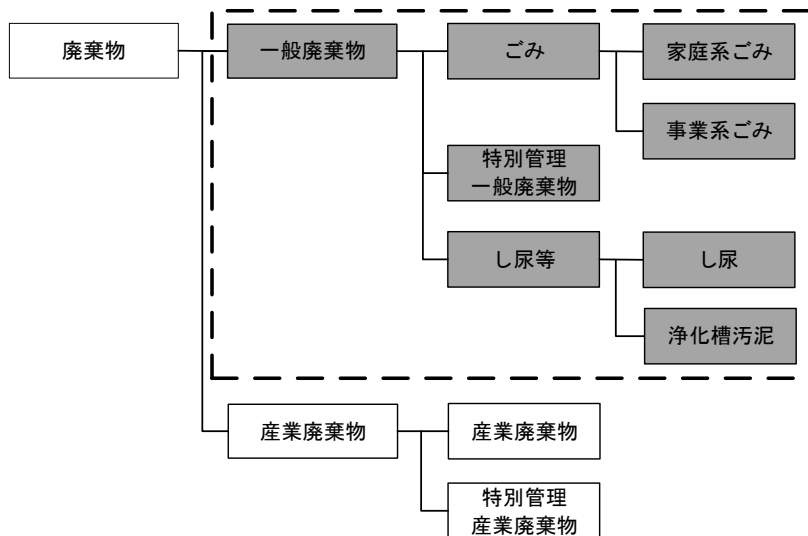


図2 基本計画の適用範囲